

青梅市いじめの防止に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 1 0 日

提出者 青梅市長 大勢待 利 明

(説明)

青梅市立学校運営連絡協議会に関し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定にもとづく青梅市学校運営協議会への移行の完了に伴い、所要の規定の整備を行いたいので、この条例案を提出いたします。

青梅市いじめの防止に関する条例の一部を改正する条例

青梅市いじめの防止に関する条例（平成 2 6 年条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 7 条第 2 項中「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」を「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」に、「第 4 条第 1 項」を「第 2 条第 1 0 号」に改める。

第 2 1 条第 4 項中「、学校運営連絡協議会」を「および学校運営協議会」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。